

和歌山県立医科大学附属病院
入院用品レンタルサービス業務仕様書

1 業務名

和歌山県立医科大学附属病院入院用品レンタルサービス業務

2 業務内容

事業者は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が運営する和歌山県立医科大学附属病院において建物の一部を借り受け、入院時に必要となる寝巻、タオル、オムツ等の入院用品のレンタルサービスを提供する業務を実施する。

3 業務実施場所

業務実施場所として次の場所を貸し出す。

- ①在庫保管 地下1階備品倉庫スペース：20㎡
②利用受付・説明 2階1室：7㎡

4 賃料

賃料は固定賃料と売上手数料の合計に消費税及び地方消費税を加えた額とし、運営事業者は毎月法人が指定した期日までに売上を報告し、別途法人が発行する請求書に基づき、納入期限までに納入しなければならないものとする。

（1）固定賃料

業務実施場所	固定賃料
病院中央棟2階1室（7㎡）	16,715円／㎡・年（税抜き）
病院中央棟地下1階備品倉庫スペース（20㎡）	

（2）売上手数料

総売上(税込)×歩合（5%以上とする）

5 契約期間等

- （1）運営業者決定後速やかに協議を行い、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。
- （2）運営事業者決定後から業務履行開始日（令和8年4月1日）の前日までを業務準備及び引継ぎのための期間とし、運営事業者の負担により、業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。

6 業務の条件等

（1）運営時間

原則として8時50分から17時まで運営すること。（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇については協議の上、決定。）

(2) サービスの内容

- ・最低限、次の品目を含み、衛生面に十分配慮したものであること。なお、リネン類については、洗濯を含むこと。
- ・貸付期間内でのサービスの見直しや変更に対応できること。

(3) セット内容

①基本セット

リネン類	寝巻、バスタオル、フェイスタオル
日用品	コップ2個、箸、スプーン、フォーク、曲がるストロー5本、ティッシュ、イヤホン、吸い飲み、食事用エプロン、紙コップ、ヘアブラシ、ボディソープ、リンスインシャンプー
口腔ケア用品	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、マウススポンジ

②口腔ケアセット

口腔ケア用品	マウスウォッシュ、口腔保湿ジェル、歯磨きティッシュ
--------	---------------------------

③肌着セット

肌着	肌着 M・L・LL
----	-----------

④ディスポ下着セット

ディスポ下着	ディスポ下着
--------	--------

⑤ディスポ靴下

ディスポ靴下	ディスポ靴下
--------	--------

⑥おむつセット

紙おむつ	テープ式、パンツ式、パッド
軟便安心パッド	軟便安心パッド

- ・セット用品については、枠内のものを必須とすること。
- ・寝巻については、利用者の身体状況に応じて選択できるよう（甚平、パジャマ、浴衣等）複数の種類及びサイズの寝巻を準備すること。また、利用者の特性に応じて小児用、マタニティ服を準備すること。
基本となる衣類については、伸縮性のあるものを採用すること。
小児用寝巻は5歳以上の小児患者を対象とする。
- ・ボディソープ及びリンスインシャンプーについては共有品も可とする。
- ・セット用品については必要に応じて補充すること。
- ・セットの料金については、日額を設定すること。
- ・ディスポ下着セット、ディスポ靴下は基本セットの申し込みを条件とし、ディスポ下着は1セット（2枚入り）当たりの、ディスポ靴下は1足辺りの額を設定すること。

- ・おむつセットについては、病院側と協議の上で仕入メーカーを決定すること。
- ・仕入については、貸付スペース内で管理できるように、本学出入りの業者から仕入れる等の工夫を行うこと。
- ・当構成は契約後実際の運用に伴い変更となることがある。その際、セット料金の設定については、個別に協議することとする。
- ・セット用品の導入前は必ず、全ての用品の現物を病院側に提示すること。ただし、提示されたセット用品について病院側は患者の安全性・衛生面等を考慮した上で別の用品に交換を求める場があり、その場合は両者協議の上で導入用品を決定すること。

(4) セット価格

- ・セット価格については、以下の料金内で設定すること

①基本セット	日額400円～日額500円(税込)
②口腔ケアセット	日額70円～90円(税込)
③肌着セット	日額130円～日額170円(税込)
④ディスポ下着セット	1セット(2枚入り)180円～240円(税込)
⑤ディスポ靴下	1足60円～90円(税込)
⑥紙おむつ	日額400円～520円(税込)
軟便安心パッド	日額170円～230円(税込)

(5) 業務の実施体制

利用者の利便性を確保するため、随時の受付・提供が可能で、利用者にとって利用しやすい方法で業務を実施すること。また、病院の負担を軽減するという視点を踏まえ、業務を実施すること。

① レンタルサービス受付ブースの設置

- ・2階1室に受付ブース(面積:7㎡)を設置し、運営事業者の従業員が1名以上常駐すること。
- ・使用する電力(照明・コンセント等)を計量できるよう、電力量計(取引用)を設置すること(必要となる接続替え等の電気工事を含む)。
- ・机、椅子、間仕切を含む、受付ブースに必要な物品については運営事業者が準備すること。
- ・電源やLAN回線を必要とする場合は、当該設置工事の費用について運営事業者が負担すること。

② レンタルサービスの利用案内、料金設定及び契約

- ・入院用品レンタルサービスの利用案内については、受付ブースにおいて利用者に対して説明資料を用いて分かりやすく行うこと。
- ・セット料金については日額を設定すること。ただし、ディスポ下着セット、ディスポ靴下は基本セットの申し込みを条件とし、ディスポ下着は1セット(2枚入り)当たりの、ディスポ靴下は1足辺りの額を設定すること。
- ・利用者の契約手続きについては、運営事業者の責任で行うこと。

- ・必要に応じて、入院センターからレンタルサービス受付ブースへ利用者の誘導を行うこと。
- ・救急搬送されてきた患者等、利用の同意が取れない場合でも、看護職員等の判断において入院セット物品の緊急利用を認めること。（オムツの緊急使用 月平均約300枚）

③利用者への物品の配布

- ・原則として利用者への物品配布はすべて運営事業者が行うこと。病院職員による配布は、土日祝日夜間及び救急入院等、緊急な場合に限定する。
特におむつに関しては、平日毎日、配布対応を行うこと。
- ・配布に必要な物品については運営事業者が準備すること。
- ・配布頻度や配布数等について、個々の利用者へ過不足なく配布するための体制を整えるとともに、利用者からの要望（多い・少ない）にも即座に対応できること。

④使用物品の回収

- ・原則として使用物品の回収はすべて運営事業者が行うこと。
- ・回収方法については、利用者の病室に回収ボックスを設置し、直接平日毎日回収すること。
- ・回収ボックス等を含む、回収に必要な物品については運営事業者が準備すること。
- ・回収ボックスの容量を上回る回収があった場合、回収頻度を増やす等、衛生面を考慮して臨機応変に対応できること。

⑤物品の保管及び管理

- ・病院全体の物品及びリネン類の保管は地下1階備品倉庫スペース（面積：20㎡）を利用すること。
- ・病棟における物品の保管は、各病棟における保管庫の一部を利用することとし、保管物品の在庫確認と補充は運営事業者が行うこと。
- ・保管に必要な物品については運営事業者が準備すること。

⑥リネン類の管理

- ・リネン類の回収交換回数は、週2回以上とすることとし、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」の別添(1)に定める衛生基準、クリーニング業法に定める衛生基準に従い、適正に処理するものとする。

⑦利用料金の請求

- ・利用者からの利用料金の請求業務は運営事業者の責任で行うこと。
- ・利用者への請求については、利用終了後もしくは月単位等にて、直接運営事業者が利用料金を請求すること。
- ・利用者の支払いについては、口座振込等を原則とするが、現金支払い等様々な支払い方法についても考慮すること。

⑧防犯、災害、事故対応

- ・防犯対策、災害時の供給体制、業者起因により生じた事故等の損害賠償への対応については、運営事業者の責任で行うこと。

⑨利用者への周知と苦情等の対応

- ・導入にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。
- ・実施体制を明確にするとともに、利用者からの問い合わせに、適切に対応すること。

- ・利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスには常に徹すること。
- ・本契約に関する利用者からの苦情やクレーム等は、すべて事業者が責任を持って対応すること。

⑩病院職員との連携

- ・運用開始前は、病院職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。
- ・事業開始後は、病院職員からの要望を可能な限り反映する等、病院職員と連携を図りながら事業を実施すること。

(6) 品質維持・管理

- ・契約開始時において、運営事業者は全て新品のリネン類を用意し、法人へ必要数を納品するものとする。また、適正な品質管理を行うため、リネン類は法人の専用品とし、他施設で使用したものを使用しないこと。
- ・リネン類は常に良好な状態で使用できるように、洗濯時に点検し、汚損等は補修を行うこと。補修により対応できない場合は、リネン類を新品または同等品と交換すること。
- ・リネン類の品質を維持するために、利用者からクレームがあった場合には、法人と協議の上、改善すること。
- ・運営事業者は、衛生的な商品を提供するためにリネン類の洗濯については医療関連サービスマーク認定工場にて実施すること。
- ・運営に当たって、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、業務実施場所の整理整頓に努め、衛生管理については万全を期すこと。業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに、水痘、麻疹、風疹、ムンプス及びB型肝炎ウィルスについては抗体獲得に努めること、また、可能な限りインフルエンザ予防接種、コロナワクチン予防接種を実施する等の院内感染対策を講ずること。なお、これらの措置に関する費用は設置事業者の負担で行うこととする。関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ・運営事業者は、法人の依頼事項を踏まえて定期的に法人と協議の上、改善検討会議を実施するものとする。

(7) その他

- ・本業務を新たに開始しようとする運営事業者は本業務が引き続き円滑に遂行できるよう、現在の運営事業者より適切な業務引継ぎを受けること。
- ・事業者は、本契約の満了又は解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ等に十分配慮し、業務に支障をきたすことのないようにすること。
- ・災害時にも供給等の対応が可能な体制を整備すること。
- ・津波警報時等、地下1階の在庫が使用できない状態でも供給体制を維持すること。
- ・法人が受付ブース等の業務実施場所の移動を依頼した場合は、その依頼に応じ移動させること。
- ・施設の修繕、備品の設置が必要な場合は、業者の負担で対応すること。
- ・運営事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。また、運営事業者は、病院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益

費その他一切の費用について、補償の請求はしないこと。

- ・業務従事者は、患者のプライバシーに最大限の注意を払い、業務に際して知り得た個人情報については、業務中はもとより業務終了後においてもこれを他に漏らしてはならない。また事業者は守秘義務の確保において業務従事者に十分な教育を行うこと。